

政令第 号

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律施行令及び東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第一条 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律施行令（平成三年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

「十五年」を「二十五年」に改める。

（東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部改正）

第二条 東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令（平成二十三年政令第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

第八条中「十五年」を「二十五年」に、「十八年」を「二十八年」に改める。

## 附 則

この政令は、公布の日から施行する。